

## 東日本大震災の被災者に対する支援について

横浜市では、東日本大震災により居住することが困難になった方及び原子力災害のため避難指示等が出されている方で、横浜市内に避難し公営住宅等に居住されている方及び被災された方が同居されている世帯を対象に、次のとおり、水道料金および下水道使用料の減免を行い、支援することにいたしました。

### 1 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額：2,840円（2か月分）  
（内訳：水道料金1,580円、下水道使用料1,260円）  
なお、下水道使用料は処理区域の住居にお住まいの場合の金額です。

### 2 減免の適用期間

入居日から原則6か月以内とします（生活再建の状況に応じ、最長2年まで期間を延長するものとします。）。

### 3 申請の手続き

水道局地域サービスセンター（市内9か所）の窓口に来所いただき、「水道料金等基本料金相当額減免申請書」の提出をお願いします。

### 4 受付開始日

平成23年5月20日（金）午前8時45分から受付を開始します。

### 5 申請に必要なもの

申請の際には、次の書類すべてのご用意をお願いします。

(1) り災証明書又は被災証明書

※ 申請時に取得が困難な場合は、被災時の住所を証明するものを提出いただき、窓口で誓約書のご記入をお願いします。この場合、り災証明書又は被災証明書は、原則、後日提出していただきます。

(2) 本人（被災者）であることを確認できる書類（健康保険証、運転免許証、年金手帳等）

(3) 水道を使用している場所に居住していることを証明する書類（住民票又は賃貸借契約書等）

(4) 入居日を確認できる書類（住民票又は賃貸借契約書等）

### 6 お問い合わせ先

水道局お客さまサービスセンター T e l 045-847-6262

F a x 045-848-4281

お問い合わせ先	
水道局	料金課長
環境創造局	経理経営課長